

キャリアールホテル旅行専門学校 情報ライブラリー利用規定

第1章 総則

- 第1条 本校情報ライブラリー（以下「本館」という）は、図書その他学校教育に必要な資料（以下「図書資料」という）を収集、分類、保存するとともに、本館内の情報機器を維持、管理し、本学園学生、教職員及び本校卒業生に対して利用の便宜を図ることを目的とし運営する。
- 第2条 本館の館長は校長とし、本館の運営に関する業務を統轄する。
- 第3条 本館の運営に関する業務については、司書が主として行い、教務部職員が協力してこれを助ける。
- 第4条 本館は下記の業務を行う。
1. 図書資料の収集、分類、保存に関する業務
 2. 図書資料の閲覧、貸出に関する業務
 3. 情報機器の開放
 4. 情報機器の維持、管理
 5. その他本館の目的達成に必要な業務

第2章 開館

- 第5条 開館日時は、月曜日から金曜日までの10時00分から18時00分までとする。平常授業のない場合は9時10分から16時30分までとする。
- 第6条 閉館日は、土曜日、日曜日、祝日、全校行事日、蔵書点検日、閉校日とする。
- 第7条 特に館長が必要と認めるときは、臨時に開閉館することがある。ただし、この場合は事前にその旨を提示する。

第3章 入館

- 第8条 入館するときは、学生証、職員証または利用カードを使用し、所定の手続きをとらなければならない。
- 第9条 所定の手続きを経ない不正入館などがあった場合、一週間利用禁止とする。

第4章 図書資料の閲覧及び貸出し

- 第10条 書架の図書資料の閲覧、貸出、返却は開館中の時間帯とする。
- 第11条 図書資料を館外に持ち出したいときは、学生証、職員証または利用カードを使用し、所定の貸出手続きをとらなければならない。
- 第12条 館外に持ち出しできる図書資料の数及び期間は、学生1人3冊7日まで、教職員1人10冊31日までとする。ただし、長期休暇中の貸出期間は別途定める。
- 第13条 延滞した場合は、返却予定日翌日から返却日までを延滞日とし、返却があった日の翌日からその日数の期間、図書資料の貸出を停止する。なお、貸出禁止日数は開館日を対象とする。
- 第14条 延滞した場合は、返却予定日の翌開館日に督促状を発行する。督促状を発行した日から開館日数の10日を経過しても返却されない場合は、紛失等返却不可能

と見なし、販売されていた当時の定価にて弁償させる。

第15条 資料及び備品は丁寧に取り扱い、紛失、汚損することのないように留意しなければならない。万一、紛失、汚損したときは現物または販売されていた当時の定価を弁償させる。

第16条 定価の不明な資料については、以下の価格算定単価表に基づき弁償金額を定める。ただし、価格算定により1,000円未満となる場合は、1,000円とする。

図書・雑誌資料

版型（縦の長さ）	単価（円／ページ）	
	絵画・写真集	活版
新書・文庫（～17cm）	4円	2円
B6版（18～20cm）	7円	4円
A5版（21～23cm）	13円	6円
B5版（24～27cm）	18円	9円
A4版（28～33cm）	20円	12円
B4版以上（34cm～）	28円	18円

視聴覚資料

保存形式	単価（円／分）
ビデオ・カセットテープ DVD・CD-ROM	50円

第17条 教科書、検定関連図書、参考資料、視聴覚資料、雑誌、新聞及び館長が定めるものは帯出禁止とする。帯出禁止の指定がある資料は本館外に持ち出してはならない。

第5章 情報機器の利用

第18条 情報機器を利用するときは、所定の手続きをとらなければならない。

第19条 情報機器は丁寧に取り扱い、破損しないように留意しなければならない。もし破損したときは実費を弁償させる。

第6章 グループ校情報ライブラリーの図書資料の閲覧及び貸出し

第20条 本校在校生が本学園グループ校情報ライブラリー（以下「グループ校館」という）で図書資料を閲覧したい場合は、前日までに本館司書に申し出たうえで、利用することができる。

第21条 利用する際は、グループ校に出向き学生証を提示のうえ受付およびグループ校館司書に申し出なければならない。

第22条 本館内でグループ校館の図書資料の閲覧を希望する場合は、本館司書に申し出たうえで、本館に取り寄せることができる。

第23条 グループ校館およびその図書資料の利用に際しては、本館およびグループ校館の利用規定を遵守しなければならない。違反があった場合は、本館およびグループ校館を一週間利用禁止とする。

第7章 その他

第24条 本館では静肅を旨とし、館内の秩序を乱してはならない。

第25条 本館には、飲食物を持ち込んではない。飲食物の持ち込みなど不正な利用があった場合、一週間利用禁止とする。

第26条 本館に関する教務部職員の役割、手続きなどの細則は別途定める。

附則

1. この規定は、1991年4月1日から施行する。

2. この規定の改正は、2011年5月1日から施行する。